

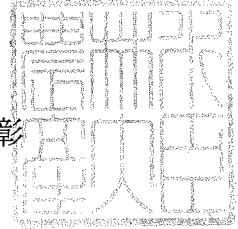
24消安第3932号

平成24年11月19日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 郡司 章



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての製造販売の承認をすること。

牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン（ティーエスブイ2）

- 2 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品について再審査をすること。

孵化を目的としたニシン目魚類のブロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤（パイセス）

